平成２３年（フ）第１３５６２号
埼玉県川口市前川２丁目16―３
債務者　鹿野眞智子
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６３号
東京都中野区中央１―30―16―501、住民票上の住所栃木県足利市利保町１丁目４―14
債務者　清水智恵子
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６４号
東京都港区西麻布３丁目10―９
債務者　新井　國夫
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６５号
東京都日野市程久保872―１―507
債務者　横山　昌弘
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５６６号
東京都三鷹市中原３丁目12―３―207
債務者　朝田　和貴（旧姓西田）
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５７２号
東京都葛飾区水元２丁目22―16―205
債務者　西川　　敏
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５７３号
東京都墨田区立花５丁目39―２
債務者　三品エルビーヴァリオスこと　ミシナ　エルビー　ヴァリオス
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５８３号
東京都新宿区西早稲田２丁目10―11―102
債務者　小野垣裕二
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５８４号
東京都多摩市永山２丁目28―２―308
債務者　黒田　京子
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５８９号
神奈川県横須賀市坂本町５丁目35―２
債務者　平野　豊之
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５９１号
埼玉県草加市金明町1001―１―207
債務者　雨宮　貴昭
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５９４号
東京都立川市高松町３丁目21―３―501
債務者　渡邊　志保
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５９６号
東京都品川区東大井３丁目６―18―301
債務者　高橋　克郎
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５９８号
東京都台東区東浅草２丁目18―10
債務者　細川　周一
１　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６０２号
東京都世田谷区若林５丁目31―10
債務者　星野　晴美
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６０６号
東京都東久留米市八幡町１丁目５―18―102
債務者　岩本　節子
１　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部